



2022/8/25

時田剛志弁護士が令和4年度いじめ防止シンポジウム（さいたま市）の講演およびパネリストとして登壇しました

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（さいたま市大宮区・代表弁護士森田茂夫）に所属する、さいたま市スクールロイヤー時田剛志弁護士が、令和4年8月24日、大宮門街7階「Ra i B o C H a l l」大ホールにて、さいたま市・さいたま市教育委員会主催の令和4年度「いじめ防止シンポジウム」に登壇しました。

シンポジウムでは、代表校の取組紹介、全国いじめ問題子どもサミットの報告、令和4年度さいたま市子ども会議の報告が児童生徒から行われた後、時田剛志弁護士が「いじめを正しく理解する」というテーマの講演を行い、その後、小・中・高校から選出された代表児童生徒、さいたま市教育長との会談「いじめをなくすために—今、わたしたちにできること—」に登壇し、意見交換を行いました。

会場には、市内すべての小学校・中学校・高校、特別支援学校の児童生徒のほか、学校関係者、地域団体、保護者らが多数参加したほか、インターネットを通じてシンポジウムの様子が配信され、約1000名の人が参加しました。二学期が始まる直前に、学校に関わる多くの人々がいじめと向き合うことができる貴重な機会となりました。

講演では、「いじめに当たるか」という視点ではなく、受け手が「傷ついているかどうか」という視点に立って「いじめ」を理解し、大人と子どもが一丸となって、いじめをなくすための取り組みを目指すことの大切さについてお話しました。また、教職員や保護者の方に向けて、大人は、子どもからの相談を受けたときに「いじめ」を見落とさない覚悟をもって聞いてあげることが大切であることをお伝えさせていただきました。

会談では、代表児童生徒から、「目に見えるいじめという基準ではいけないと思った」「いじめがあったら自分から行動したい」「相手が傷ついているかを考えるようにしたい」といった声があがりました。また、最近は、LINEやSNSの利用率が子どもたちの間でも増えており、不意に人を傷つけることがあることに注意をする必要があるという話題に発展しました。教育長からは、「一人一人が尊重されるべきであり、他者を尊重することが大切です」というお話がありました。

なお、当日の様子は、NHK首都圏NEWSにも取り上げていただいております。

業務内容の専門化・高度化を進め、常に顧客満足度の充足・向上を追及する弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に、これからもご期待ください。

■概要■

法人名称：弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（埼玉弁護士会）

住 所：〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番地 20
大宮 JP ビルディング 14 階

TEL：048-649-4631（代表）

FAX：048-649-4632

代表弁護士：森田茂夫

ホームページ：<https://www.saitama-bengoshi.com/>